

## 7. 環境を守り育てる人としくみづくり

### ～環境学習・ちば環境再生基金・公害防止協定の取組～

県民・環境活動団体・行政・企業等が知恵と力を合わせ、協働しながら活動することにより、足もとの環境から地球環境へと環境保全活動の輪を広げていくことは、これから益々重要となってきています。

県では様々な形で、県民に学習機会を提供し、環境への意識の啓発、実践を呼びかけています。

#### エコメッセちば2005



「エコメッセちば」は持続可能な社会を目指して、市民・企業・行政の各主体が対等なパートナーシップのもとに協働して開催している環境見本市です。17年9月18日に幕張メッセ国際会議場で開催しました。

#### 環境シンポジウム2005千葉会議

17年9月9日から5分科会が順次実施され、11月13日には全体会を開催しました。

このシンポジウムでは、市民・企業・行政・大学が手をつなぎ「もう待てない！ストップ温暖化～千葉からアクションを～」をテーマに、環境問題を通して環境保全を推進していくための活発な活動や交流がありました。



#### NPOによる環境講座

県では、環境学習に関する専門的な知識とノウハウを持ったNPOに講座の実施を委託する事業を行っています。

写真は、委託先のNPOの1つ「しろい環境塾」が実施した「草原の虫の観察」と「住みよい地域づくり推進協議会」が実施した「カブト虫の里親制度を活用した里山環境教育」の様子です。



## エコマインド養成講座（環境学習指導者の育成）の開催

エコマインド養成講座は、環境について幅広い視野を持った環境学習・環境保全活動の指導者を養成することを目的としており、知識をつけるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加者が自分の体験から学んでいく参加者主体の講座です。（定員は各コース35名）



写真は県民コース

渡り鳥と湿地の役割について学んでいるところ。

### ◆県民コース

県民コースは、仕事をされている方が参加しやすいよう、平日コースの他に土日コースを設定しています。県の試験研究機関の研究者や環境保全活動の実践者を講師として、さまざまな環境問題をテーマに体験型の環境学習を行っています。

### ◆教員コース

教員コースは、1泊2日の「清和県民の森」での研修を含め、全5日間で実施しています。

環境学習プログラムづくりや「総合的な学習の時間」の授業をどのように展開していったらよいのか、児童・生徒にいかに関わり対する理解を深めさせたらよいのかなどについて、体験等を通じて、指導技術の修得を目指します。



写真は県民コース

自然の中で人々が生活していた時代の農村における自然と人間の関わりについて学んでいるところ。



写真は教員コース

「清和の森を感じる」をテーマとした講座で、地元の指導者の方にご協力いただき、清和の森の生態系について学んでいる様子。

## こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブは、小中学生が誰でも参加できる環境活動クラブです。環境省が設立を薦めているクラブで、県もこの事業を支援しています。

- こどもエコクラブのサポーター（大人の指導者）などを対象とした研修会の開催。（年1回）
- こどもエコクラブなどで活動するこどもたちの交流を図るため、こども環境会議を開催。（年1回）
- こどもエコクラブなどの活動紹介、紙上交流などを載せたニュースレター「こどもエコネットちば」の発行。（年2回）



### 写真はこども環境会議ちば

17年2月5日こどもエコクラブや各学校で環境保全活動をしている子供たちが千葉市生涯学習センターに集い、活動内容の発表や交流が行われました。

## 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・学校・住民団体等が実施する環境に関する学習・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度です。講師への謝礼は県が負担します。



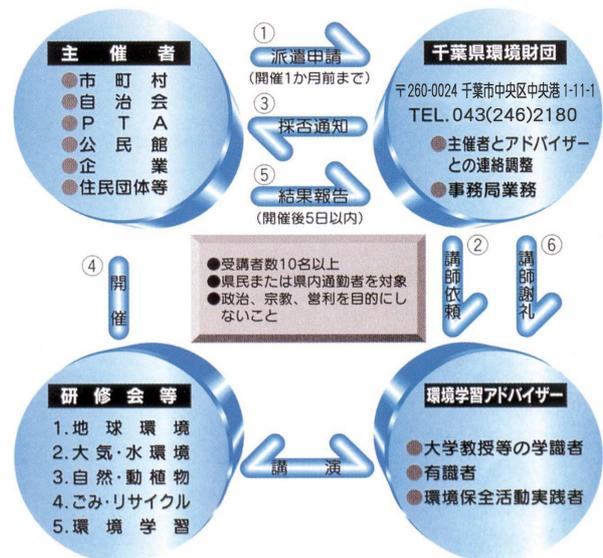
アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物環境、大気・水環境、ごみ・リサイクル、環境学習に分かれています。

派遣の申し込みは、随時受け付けています。

詳しくは、「千葉県環境学習アドバイザー制度のご案内」をご覧ください。

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_kansei/gakushu/06ado/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_kansei/gakushu/06ado/index.html)

### 千葉県環境学習アドバイザー制度のしくみ



- ① 主催者が環境財団にアドバイザーの派遣を申請
- ② 環境財団がアドバイザーに講演等を依頼
- ③ 環境財団が主催者に採否の通知
- ④ 研修会等の開催
- ⑤ 主催者が環境財団に実施結果を報告
- ⑥ 環境財団がアドバイザーに謝礼を支給

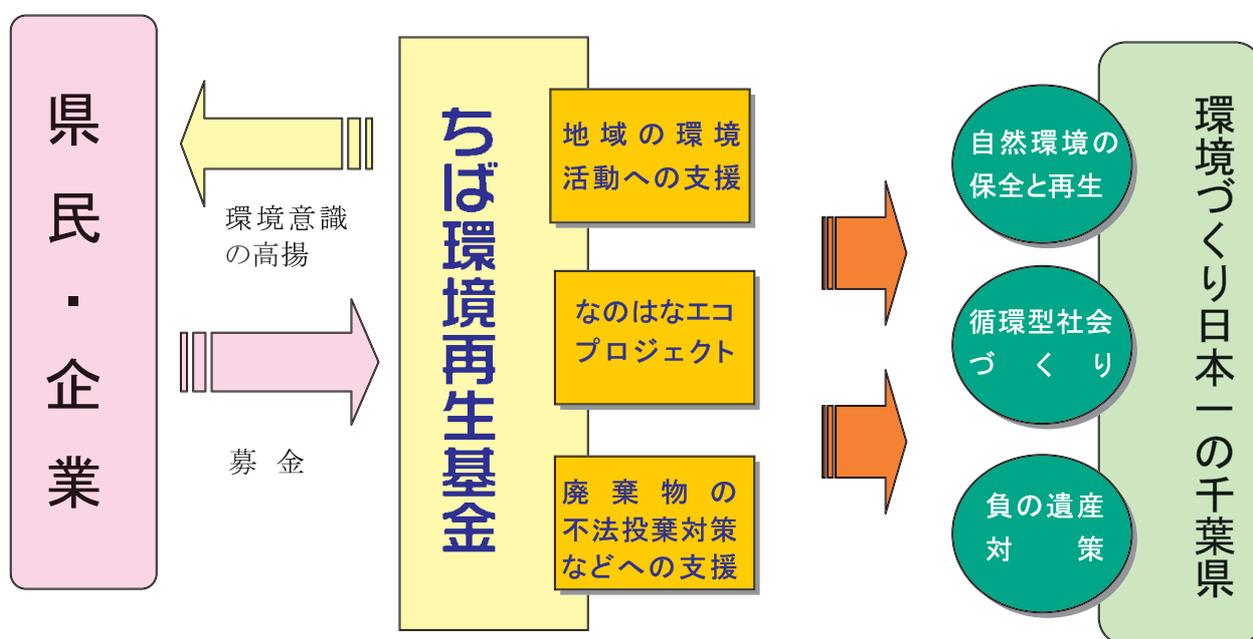
## ●ちば環境再生基金の取組

すべての県民が、ふるさとの環境を守り、より美しい自然をとりもどすという思いを一つにし、この郷土をかけがえのない財産として孫子の代に引き継いでいくため、「ちば環境再生計画」（14年2月策定）に基づき、「ちば環境再生基金」を（財）千葉県環境財団に設置しています。

この基金は、環境づくり日本一の千葉県を目指して、地域の環境活動への支援、廃棄物の不法投棄対策などへの支援、資源循環型社会をつくるためのモデル事業などを実施しています。



ちば環境再生基金の  
マスコット《ちば犬》



## 基金の運営

ちば環境再生基金は、県民や企業の皆様からの募金で運営されていることから、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学職経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置して事業を推進しています。

また、専門的な検討を行うために推進委員会の中に4つの部会を設置しています。



## 基金の活用

### ●地域の環境活動への支援

ちば環境再生基金は、地域の自然環境の保全・再生事業への支援など様々な事業活動に活用されています。

### ■公募によるNPO環境活動への支援

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、ふるさと千葉の環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上のNPO団体などが県内で行う「自然環境の保全と再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成をしています。

16年度は15事業に、17年度は9事業に助成し、手つかずだった里山を昔ながらの里山へ復元する活動、湖沼周辺の動植物の調査、自然観察会の実施や子ども達を対象とした体験教室などの活動が、県内各地で行われました。



里山や森林の保全と再生



水辺の保全と再生

### ■市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する戦略的自然再生事業への助成を15年度から開始しました。

17年度は、千葉市が都川中流域で里山や谷津田の多様な生態系を保全・再生する「谷津田いきものの里整備事業」、我孫子市が岡発戸、都部地区の一部に残る里山、谷津田を昭和30年代の自然環境への再生を目標として多様な生態系を保全再生する「谷津ミュージアム整備事業」、袖ヶ浦市が椎の森工業団地内の緑地を里山としての機能を回復し、多様な生物の生息の場として保全・再生する「水と緑の里整備事業」の3事業が実施されています。



谷津田いきものの里整備事業の事業エリア（千葉市）



谷津ミュージアム整備事業（我孫子市）



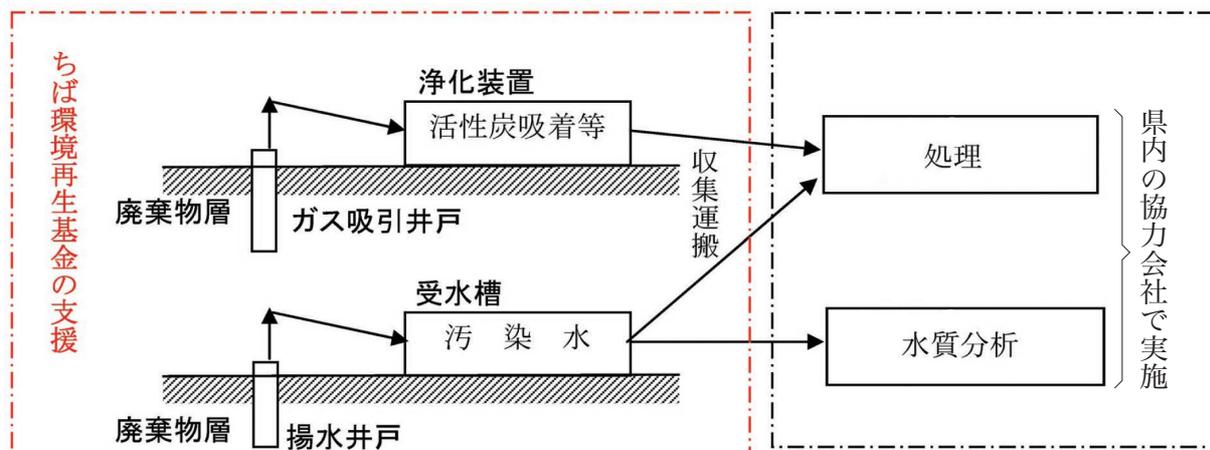
水と緑の里整備事業（袖ヶ浦市）

## ●負の遺産対策事業への助成

不法投棄された廃棄物は、行為者（捨てた人）が撤去するのが原則ですが、不法投棄者がわからない又は撤去する経済的能力がない不法投棄や「廃棄物の処理及び掃除に関する法律」による規制以前に処理された産業廃棄物など、捨てた人に撤去させることが困難な場合があります。

ちば環境再生基金では、こうしたものの中で、緊急に対応しなければ県民生活に支障のある廃棄物を市町村や県が除去する事業に対して経費の一部を助成する「負の遺産対策事業」を15年度から開始しました。

16年度は、廃棄物の処分による養老川の水質汚染現場での汚染拡大を防止するための対策事業（千葉県、市原市との共同事業）を対象に助成しました。



妙香地区の汚染拡大防止対策の概念図



地下にたまっているガス状の汚染物質を吸引する「ガス吸引井戸」（市原市妙香地区）

## ●資源循環型社会づくりのモデル事業の推進

資源循環型社会づくりのモデル的事業として、菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用して資源循環の取組を体験する活動として「なのはなエコプロジェクト」を実施しています。

15年に菜の花の種を蒔いた団体が廃食用油からの石鹸づくりなどの取り組みを行うとともに、16年の秋に6団体が菜の花の種を蒔きました。

## ●なのはな・ヒマワリの栽培状況及び体験学習の様子（16年度）



## 啓発・募金活動

県民総参加の活動とするために、環境問題への関心を高めてもらう啓発・募金活動を行っています。

- 市町村が主催する環境イベントなどに参加して、ちば環境再生基金の活動を紹介するパネル展示などを行っています。16年度は40イベントに参加しました。
- 環境月間の6月と3R月間の10月を中心に、県内の事業所で職場募金を実施しています。16年度は157ヶ所の事業所で実施されました。



啓発・募金の風景

## 公害防止協定の取組

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、県民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、法令よりも厳しい基準を盛り込んだ公害防止協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を上げてきました。

しかしながら、17年2月以降、JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)をはじめとして、4工場において排水の水質測定結果を協定値内に書き換えるなどの協定違反が相次いで判明したことから、それぞれ再発防止と抜本的な対策を強く指示しました。

これらの事案の発生は、経営者自身が、企業経営における環境問題の重要性を正しく認識していなかったことが根本的な原因であると考えられることから、17年9月に、協定締結企業53社62工場の経営責任者を招集して「公害防止協定厳守のための緊急会議」を開催し、協定が築いてきた公害防止の歴史や意義を十分再認識して企業経営に当たるよう強く求めました。



「公害防止協定厳守のための緊急会議」  
協定締結企業53社134名が出席。

## 企業の社会的責任

CSR (Corporate Social Responsibility) と言われ、企業が、事業活動による利潤追求などの経済的な側面だけではなく、地域社会を構成する一員として、環境問題などの社会的要請に対して法令の規制を超えて自主的に取り組むこと。

現在のところ、CSRの範囲や評価手法は定まっていないが、今後、社会・環境・倫理といった側面での取組が評価され、投資や取引、人材確保などに影響を与えるものと想定されている。